

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	日田市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hita.oita.jp/soshiki/somubu/somuka/gyosei/jyoho_seisaku/mynumber/6097.html

執行機関名 日田市長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	日田市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第45号)による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第3の項 日田市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第45号)による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第1条	日田市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第45号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、市が施行する土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第4項の規定に基づく事業に伴い、住宅又は店舗を失うこととなり住宅又は店舗に困窮する者にそれぞれ住宅又は店舗を供給し、もって事業の円滑な推進を図るため、再開発住宅を設置し、その適正かつ合理的な管理運営を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		日田市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第45号) 日田市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年規則第42号) 日田市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第43号) 日田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年規則第40号)